

JETROデュッセルドルフセンター主催
デュッセルドルフ日本商工会議所協力
特許・商標取得活用セミナー2010

日本製品を支える知的財産とは

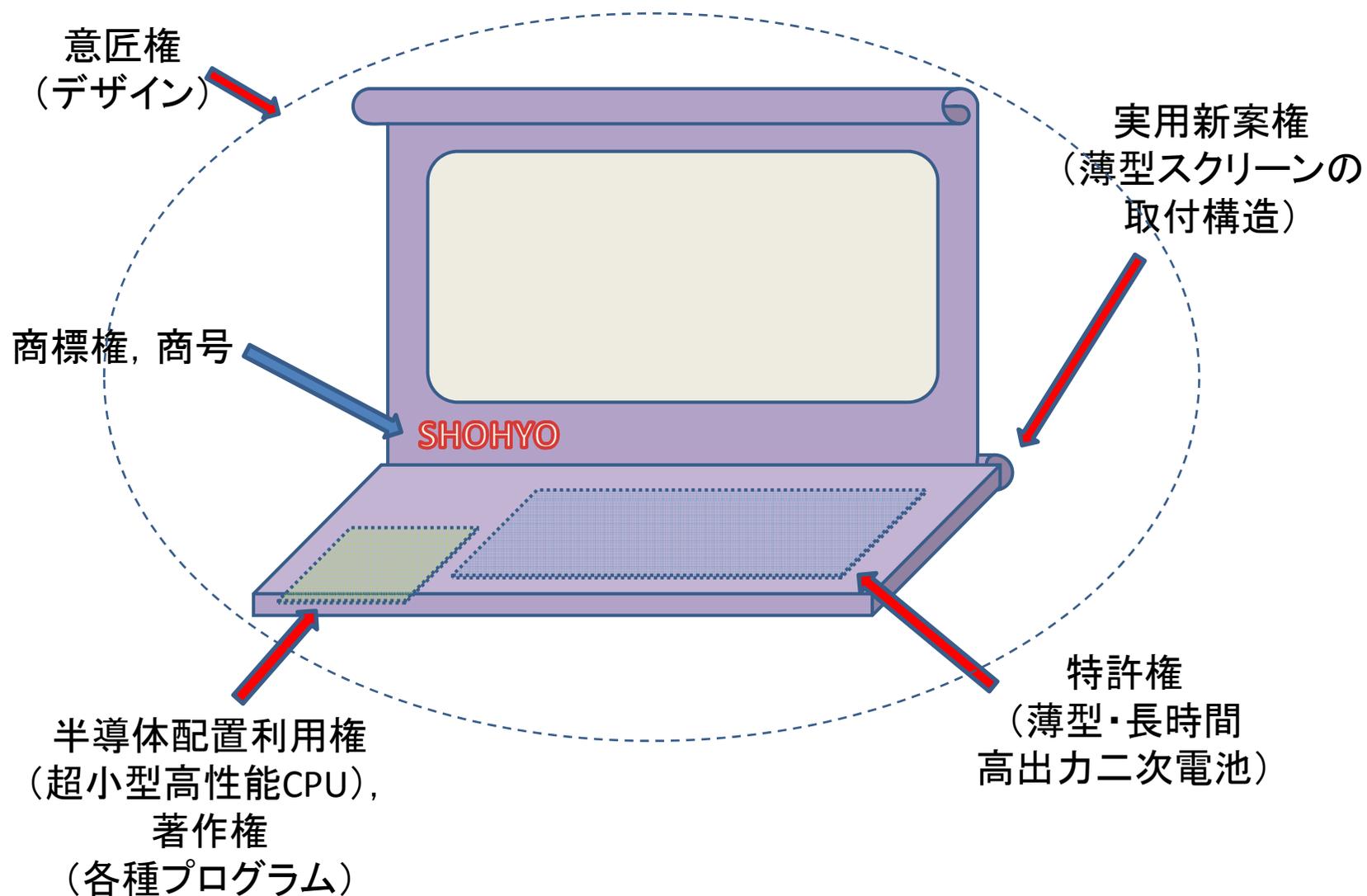
～欧州における戦略的な知財取得と活用の重要性～

JETRO(ジェトロ)デュッセルドルフセンター
川俣 洋史

知的財産と事業活動の結び付き

- 技術の排他的使用 — 市場における優位性の維持
- ライセンス — 市場拡大, ロイヤリティ収入
- Freedom to Operate — 安定的な事業活動の確保
- 訴訟(侵害・被侵害) — 模倣品対策など
- 商標ポートフォリオ — ブランド戦略
- 資産価値 — 技術移転, 事業買収・売却等

製品をとりまく知的財産



知的財産(権)の種類

知的創造物に関するもの (創作意欲の促進)

- 特許権
「発明」を保護
- 実用新案権
物品の形状等の「考案」を保護
- 意匠権
物品のデザインを保護
- 回路配置利用権
半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 育成者権
植物の新品種を保護
- 営業秘密
ノウハウや顧客リストの盗用などの
不正行為を規制
- 著作権(著作隣接権を含む)
文芸, 学術, 美術, 音楽, プログラム等の
精神的活動の結果生まれた
「作品」等を保護

標識・表示に関するもの (信用の維持)

- 商標権
商品・サービスに使用するマークを保護
- 商品の表示・模倣
混同・誤認惹起,
著名表示冒用,
形態模倣,
ドメインネームの不正取得
などの
不正行為を規制
- 商号権
商号を保護
- 地理的表示

※平成22年度特許庁「知的財産権制度説明会テキスト」を基に作成

特許(Patent)

- 「発明」を保護

 - 発明のコア概念は「技術的な創作」

 - 今までになく、進歩した技術が保護対象

- 権利期間は出願から20年の国が多い

商標(Trademark)

- 商品・サービスで使用するマークを保護
- 「識別性」のある商標が保護対象
- 出願または登録から10年ごとに更新する国が多い

知的財産権制度の課題(1)

- 知的財産権に関する制度は国ごとに法律で定められる



- 権利の取得・保護も原則、国ごとに対応することが必要

知的財産権制度の課題(2)

- 出願から権利行使まで様々な段階が存在

出願→(サーチ)→(審査)→権利取得→権利行使

※経済のグローバル化の中にあって、
可能な限り多くの国で
「単一の制度」を築くことが求められる

⇒条約などによる制度の単一化の動き

知的財産権制度の課題(3)

		出願	サーチ	審査	権利取得	権利行使(域内 単一の権利)
特許	各国					→
	EU					→
	欧州				→	→
	世界		→			
商標	各国					→
	EU					→
	世界				→	



単一制度が存在



単一制度について検討中

欧州における知財戦略の重要性

- 特許については、出願から権利行使に至るまで、欧州全域をカバーする単一の制度は存在しない
 - 商標については単一の制度が存在するが、国の制度によっては特許に比べ、権利行使の際に留意が必要な場合も
 - 他方、企業が拠出できるリソースには当然限度あり
- ⇒効果的な出願や権利活用についての戦略が必要